

北海道運輸局長 殿

自動車交通局長
(公印省略)

タクシー事業の適正化及び活性化に係る取組みに際しての留意点について

国土交通省では、タクシー事業を取り巻く現下の厳しい状況に鑑み、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に關する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）等に基づき、運賃及び供給輸送力の適正化や事業の活性化等について事業者等を指導してきたところである。

そもそも、タクシー適正化・活性化法は、事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為をすることなく、運賃及び供給輸送力の適正化や事業の活性化等を図る仕組みを設けているものであり、独占禁止法に違反する行為はタクシー適正化・活性化法が容認するものではない。今後ともタクシー適正化・活性化に係る取組みを關係する法の趣旨に則り適正に推進するため、下記のとおり取扱うこととしたので、遺漏なきよう期されたい。

なお、この通達については、公正取引委員会と協議済みであるが、独占禁止法違反の有無の認定は、公正取引委員会が、具体的な事実関係に基づき事案ごとに行うものである旨申し添える。

記

1. 基本的な考え方

(1) 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が、タクシー事業者間の適正な競争を確保し、且つ、事業者又は事業者団体の独占禁止法違反行為を誘發することなくタクシー適正化・活性化法等の法に従った取組みを行うことについては、独占禁止法上問題はない。

即ち、例えば、運賃の適正化に関しては、

- ① 運賃の認可基準の改正を踏まえ、地方運輸局においてタクシー運賃の自動認可の幅を見直すとともに、自動認可運賃の下限を下回る運賃を適用する事業者に対する事後チェックを図るなど事業者に対して運賃の適正化に向けた指導を行うことまた、供給輸送力の適正化に関しては、

(2) 地方運輸局が、地域協議会未加入事業者、特定事業計画の認定未申請事業者、事業再構築を実施していないあるいは事業再構築が進んでいない事業者、認定された特定事業計画を実施していない事業者に対して個別にヒアリングを行い、事業再構築の実施について協力を求めること

(3) 地方運輸局が、地域の実情に応じて「適正と考えられる車両数」に幅を持たせて公表すること及び「適正と考えられる車両数」を複数公表すること、並びに適正と考えられる車両数に関して今後の需要動向等について調査すること

は、独占禁止法上原則として問題がない。

(2) また、これらの指導等を踏まえ、

(4) 事業者が他の事業者又は事業者団体と相談・連絡をすることなく、運賃を変更すること

(5) 事業者がその自主的な判断に基づき、単独でタクシー適正化・活性化法第11条第1項に基づき特定事業計画の認定の申請を行い、当該特定事業計画の認定を受けて、事業再構築を実施すること

は、独占禁止法上原則として問題がない。

(3) 一方で、運賃の適正化に際して事業者が他の事業者と相互に連絡を取り合い共同して又は事業者団体が運賃を決定することや、事業者が共同で又は事業者団体がタクシ一車両の削減について個別の事業者に割り当てるなどは、タクシー適正化・活性化法等の法において容認されているものではない。更に、独占禁止法第3条（不当な取引制限）又は第8条（事業者団体の禁止行為）の規定に原則として違反するものである。

(4) 事業者団体が、国土交通省が発出した通達や指導文書を事業者に配布、周知するに際しては、(3)の違反を説明することがないように留意する必要がある。また、事業者団体が、国、地方公共団体等に対して、法律・制度の内容や運用に関する一般的な要望又は意見の表明を行うことは、それ自体としては、一般的には問題がないと考へられるが、その際、事業者団体が、その構成事業者の供給する商品若しくは役務の価格等を決定し、又はその維持若しくは引き上げを決定などする場合、事業者の機能や活動を不当に制限する場合等、また、事業者間ににおける共同行為を説明する場合には、独占禁止法上問題がある。

2. 今後の取扱いについて

上記、基本的な考え方を踏まえ、今後貴局においては、下記のとおり対応されたい。

① タクシー適正化・活性化法等の法に基づく指導を行うに当たっては、事業者又は事業者団体の取組みが独占禁止法をはじめとする他の法令に抵触することがないよう、

十分に周知徹底を図られたい。

② 公正取引委員会においては、事業者又は事業者団体が行おうとする具体的な行為が、
独占禁止法の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じている。事業者又は事
業者団体が行おうとするタクシー適正化・活性化に係る取組みが独占禁止法の規定に
抵触するか否か明確でない場合には、これを活用して適切な対応をとるよう、指導さ
れたい。

また、事業者等からの相談を受け、地方運輸局又は本省が公正取引委員会に相談す
ることも可能である旨、併せて周知されたい。